【簡易公募型プロポーザル方式】

技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

１　掲　載　日　　平成 30 年６月 21 日

２　掲載責任者　　分任支出負担行為担当官
九州農政局西国東海岸保全事業所長　石橋　千富

３　担 当 部 局　　〒872－1101　大分県豊後高田市中真玉 2144 番地 12
九州農政局　西国東海岸保全事業所
工事課　設計係
電話　0978－25－6540

４　業務内容等

（１）業 務 名　　平成 30 年度西国東海岸保全事業
第２工区堤防基本設計その他業務

（２）業務内容　　本業務は、西国東海岸保全事業の一環として建設される第２工区堤防の基本設計及び海側斜路等の実施設計を行うものである。

（３）履行期限　　契約締結の日から 195 日後

（４）入札契約方式　簡易公募型プロポーザル方式

（５）本業務は、業務説明書・技術提案書提出要請書の交付、参加表明書・技術提案書の提出・受領に関わる確認及び見積について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

５　資格要件、選定基準及び評価基準

（１）技術提案書の提出者に要求される資格要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

③　九州農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格のうちＡ等級の確認を受けていること。

④　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、③の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、九州農政局

長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

⑤　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

⑥　九州農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）技術提案書の提出者を選定するための基準

①企業の経験及び能力

当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無、地域貢献活動への支援

②技術職員の経験及び能力

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

（３）技術提案書の特定のための評価基準

①技術職員の経験及び能力

予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

②業務実施方針、手法等

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、創意工夫、実施手順・体制、特定テーマの確実性等

６　業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、別表１①に示す日時。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

（１）交付期間　　別表１①に示す日時

（２）交付場所　　３に同じ

（３）そ の 他　　交付は無料である。

７　参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間等

（１）提出方法

ア　電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付すること。

提出様式についてはＰＤＦファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が３ＭＢを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式１のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により７（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）の

いずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ　紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期限内に７（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（２）提 出 先　　３に同じ

（３）提出期間　　別表１②に示す日時

（４）選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表１③に示す日までに書面にて通知する。

（５）上記６に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

８　技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間等

（１）提出方法

ア　電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付すること。

提出様式についてはＰＤＦファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が３ＭＢを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式１のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により８（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ　紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により提出期限内に８（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

（２）提 出 先　　３に同じ

（３）提出期間　　別表１④に示す日時

（４）特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表１⑤に示す日までに書面にて通知する。

（５）技術提案書のヒアリングの有無

技術提案書のヒアリングを行わない。

９　その他

（１）詳細は業務説明書による。

（２）手続きにおける交渉の有無　　無

（３）契約保証金　　納付。（保管金の取扱店　日本銀行宇佐代理店）
　ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行宇佐代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州農政局西国東海岸保全事業所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（４）契約書作成の要否　　要

（５）当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

（６）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位
　日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に限る。

（７）関連情報を入手するための照会窓口は、３に同じ。

（８）上記５（１）の③に掲げる資格の確認を受けていない者も上記７により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の確認を受けていなければならない。

お知らせ
　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
　詳しくは、当省のホームページをご覧下さい。
　http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf

別表１

①	業務説明書の交付期間	平成 30 年６月 21 日から平成 30 年７月２日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時 00 分から午後４時 00 分まで
②	参加表明書の提出期間	平成 30 年６月 22 日から平成 30 年７月２日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時 00 分から午後４時 00 分まで
③	選定結果の通知時期	平成 30 年７月 10 日を予定
④	技術提案書の提出期間	平成 30 年７月 11 日から平成 30 年７月 30 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時 00 分から午後４時 00 分まで
⑤	特定結果の通知時期	平成 30 年８月 10 日を予定

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。